



令和7年産 経営所得安定対策等 の概要

対策のポイント

経営所得安定対策

担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）を実施しています。

水田活用の直接支払交付金

米政策改革の定着に向け、食糧自給率・自給力の向上に資する飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化とともに、産地交付金により、地域の特色ある魅力的な産品による産地の創造を支援するとともに、畑地化に向けた取り組みを支援します。

【交付対象外農地】

- たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地。
- ビニールハウス等の施設が建っている農地。
- 今後2年間（令和7～8年度）で一度も水張り（水稻作付等）が行われない農地
または、連作障害を回避する取り組みを行わなかった農地。

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【水田・畑地共通】

諸外国との生産条件の格差により不利がある畑作物（麦、大豆、そば等）を生産・出荷販売する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

対象者は、**認定農業者・集落営農・認定新規就農者**となります。（いずれも規模要件はありません。）

数量払

生産量と品質に応じて交付

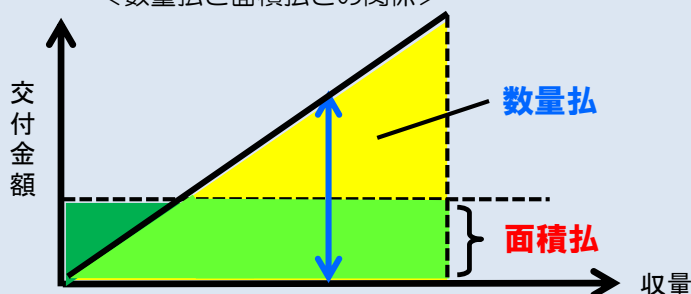
【令和5～7年産の平均交付単価】 **免税事業者向け単価申請者は確定申告書等の提出が必要です。**

対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg

対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg
そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg

面積払

＜数量払と面積払との関係＞



全作物について品位等検査が必要です。

当年産の作付面積に基づき、数量払の先払いとして交付

交付単価は、**20,000円/10a**
(そばは、13,000円/10a)

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

米・麦・大豆の当年産収入額の合計が、**標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、**対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から、**補てん**します。対象者は、**認定農業者・集落営農・認定新規就農者**となります。（**収入保険との重複加入はできません。**）

畑地化促進事業

【交付対象農地の要件】

申請の前年度において、主食用米、戦略作物、産地交付金（野菜・果樹等）の交付対象作物が作付されていること。

【団地化要件】

おおむね団地化された畑地として「1ha以上で概ね隣接している農地」を形成すること。

1 畑地化支援

水田を畑地化して、**ア. 高収益作物** 及び **イ. 畑作物**（高収益作物以外）の本作化に取り組む農業者を支援します。

2 定着促進支援

対象作物	1 畑地化支援（※1）	2 定着促進支援
ア. 高収益作物 （野菜、果樹、花き等）	10.5万円/10a	・2.0万円/10a×5年間 または ・10.0万円/10a（一括）
イ. 畑作物 （麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）	10.5万円/10a	・2.0万円/10a×5年間 または ・10.0万円/10a（一括）

※1 畑地化の取組は、**交付対象水田から除外する取組**を指す（**地目の変更を求めるものではない**）

ア. 高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ. 畑作物（高収益作物以外）

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

水田活用の直接支払交付金

地目が水田において、次の対象作物を販売目的で生産する農業者に対し、交付金を直接交付します。

戦略作物助成（基幹作のみ）

※交付対象水田については、表面をご確認ください。

対象作物	交付単価	対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a	加工用米	20,000円/10a
WCS（稲発酵粗飼料）用稲	80,000円/10a	飼料用米、米粉用米	収量に応じ 55,000円～ 105,000円/10a

産地交付金

地域で作成する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、支援します。

国の追加交付枠

対象作物	交付単価
そば、なたね （基幹作のみ）	20,000円/10a

協議会枠

対象作物	上限交付単価
野菜、花き・花木生産助成	10,000円/10a
果樹、工芸作物生産助成	5,000円/10a
地域振興作物生産助成 （かぼちゃ、きゅうり、さといも、 すいか、トマト、なす、はくさい）	12,000円/10a
飼料用米大規模生産助成 （生産面積2ha以上）	12,000円/10a
耕畜連携（わら利用）助成 （飼料用米）	13,000円/10a
戦略作物二毛作助成 （麦、飼料作物）	15,000円/10a

県枠

対象作物	交付単価
飼料用米（担い手に限る） 《媛育71号を除く》	10,000円/10a
飼料用米（担い手に限る）	4,000円/10a
加工用米（担い手に限る）	10,000円/10a
米粉用米（担い手に限る）	10,000円/10a
さといも（担い手に限る） （生産面積10a以上）	10,000円/10a
WCS（担い手に限る）	5,000円/10a
裸麦（担い手に限る） （収量・品質向上要件）	5,000円/10a

- ※ 重複して助成が受けられます。
- ※ 協議会枠の交付単価は、国の配分により減少する見込みです。
- ※ 当年産において生産・出荷販売が確認できる書類が必要となります。（販売伝票・作業日誌等）
- ※ 生産の確認として、協議会が現地確認を行います。
- ※ 自家消費については交付金対象外となります。

本対策に加入する際の留意点

(1) 国の立入調査実施等について

関係書類等は5年間大切に保存していただき、調査へのご協力をお願いします。

(2) 適切な生産の徹底について

作付や肥培管理が不適切な場合には交付金は交付されません。

(3) 農業者年金との重複申請防止について

農業者年金を受給している方は、経営所得安定対策等交付金は申請できません。

(4) 農業経営の承継等について

相続等の事由により申請者が変更した場合は、農業経営の承継等に関する手続きを行ってください。



営農計画書・交付申請書の提出について

営農計画書

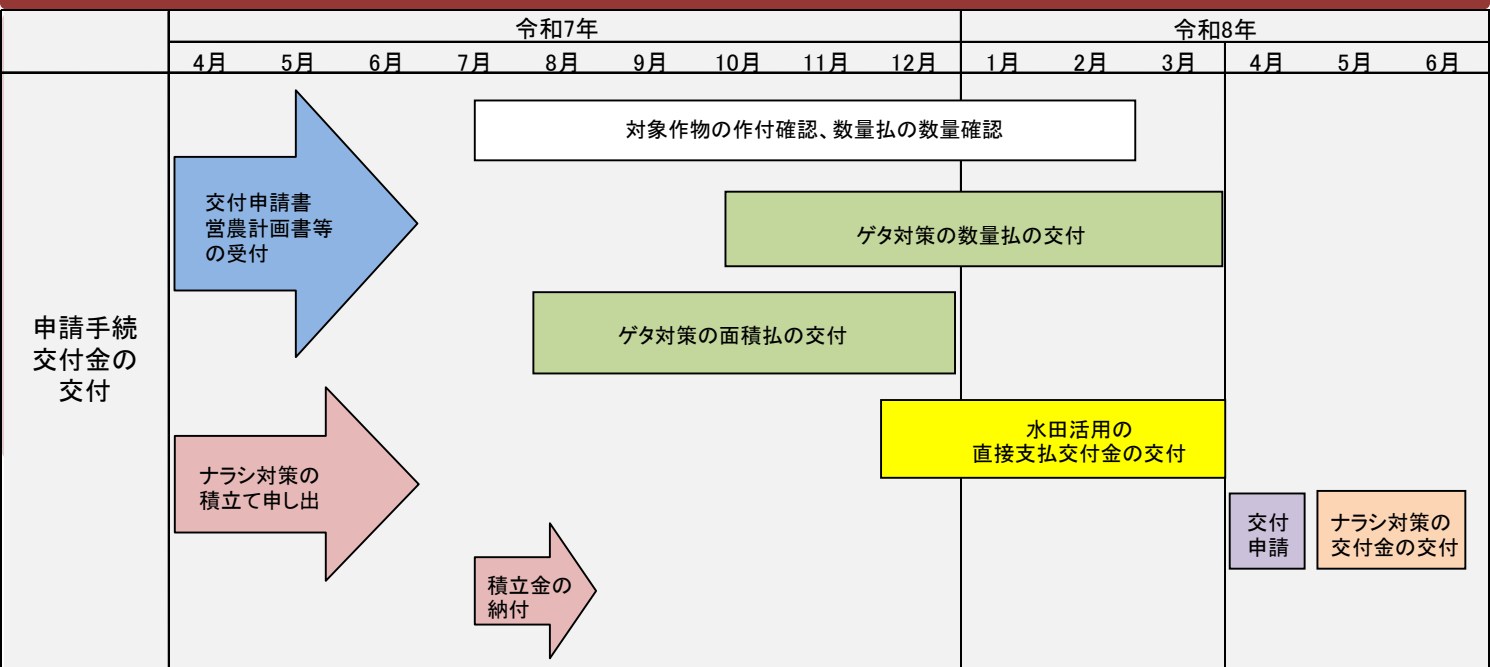
《愛媛県農業共済組合の水稲共済加入申込書兼変更届出書と一体化様式》

配布については、4月上旬以降、愛媛県農業共済組合の共済部長から配布又は協議会から直接郵送します。提出期限は、4月25日（金）です。なお、畑作物の直接支払交付金に申請される方は、協議会へ直接お申し出ください。

交付申請書

配布については、昨年度、経営所得安定対策等の交付金を受けられた方は、協議会から4月中旬から下旬までに直接郵送します。新規の方は、提出された営農計画書にて申請の有無を確認し、5月下旬頃に直接郵送します。協議会への提出期限は6月6日（金）です。なお、畑作物の直接支払交付金に申請される方は、協議会へ直接お申し出ください。

交付金に関するスケジュール（予定）



お問い合わせ先

「経営所得安定対策等」
に関するお問い合わせ、ご相談は

大洲市農業再生協議会事務局（大洲市役所農林振興課） または、お近くのJA、
および、中国四国農政局愛媛県拠点まで

【大洲市農業再生協議会】

〒795-8601

住所：大洲市大洲690番地の1 大洲市役所 農林振興課

電話：0893-24-1727（内線226）

〒795-0064

住所：大洲市東大洲508 JA愛媛たいき 販売企画課

電話：0893-24-4183

【経営所得安定対策担当】

〒790-8519

住所：松山市宮田町188 松山地方合同庁舎4階

電話：089-932-6989

